

能美市競争入札参加者の資格審査及び指名基準取 扱要綱

平成17年2月1日

告示第104号

(目的)

第1条 この告示は、能美市における工事又は製造の請負、物件の買入れその他の契約について一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の資格の審査及び指名の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この告示は、土木、建築、電気その他の工事及び製造の請負、物件の買入れについて適用する。

(競争入札参加者の制限)

第3条 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後、2年間競争入札に参加させないことができる。その者を、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり故意に工事を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

(2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(4) 権限を有する者が行う工事の監督又は検査の実施に当たり、職務の執行を妨げた者

(5) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者

(6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後、2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が、特に必要と認める者

(参加資格の申請)

第4条 競争入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格審査申請書に、毎年1

0月1日を基準にして作成した経営の規模及び状況等を示す書類を添えて、市長が定める期間内に資格の有無及び等級の格付けに関する審査を申請しなければならない。

(委員会の組織等)

第5条 前条の規定により審査の申請をした者について、必要な事項を審査するため、能美市競争入札参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干人をもって組織し、委員長は総務部長、副委員長及び委員はその他の職員のうちから市長が任命する。
- 3 委員長は、会議の議長となり会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、管財課において行う。

(委員会の会議)

第6条 委員会は委員長がこれを招集し、毎年1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を開くことができる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は公開しないものとし、何人も審査の内容を他に漏らしてはならない。

(委任)

第7条 前2条に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(資格の審査及び等級の格付)

第8条 委員会の審査の結果に基づき、資格を有すると認められた者について、等級を区分し、格付けをし、有資格者名簿を作成する。

- 2 有資格者名簿の有効期間は、名簿作成の翌日から次年度の名簿作成の日までとする。

(格付の基準)

第9条 前条に規定する格付けは、経営規模その他経営に関する客観的事項及び市長が別に定める主観的事項について評定を行い、その総合的数値を基準として行うものとする。

(標準工事金額)

第10条 第8条に規定する等級に対する発注の標準となる工事金額は、当該等級

に格付された者の工事施行能力に応ずるよう決定するものとする。

(指名基準)

第11条 指名競争入札に付するときは、第8条に規定する有資格者名簿のうちから、等級別格付に対応した者を指名するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、これによらないで指名することができる。

- (1) 当該等級に格付された者がいないとき。
- (2) 有資格者名簿に記載された者がいないとき。
- (3) 入札に加わる者が少数で、指名競争入札の適正な執行が行われぬおそれがあると認められるとき。
- (4) 契約の内容その他特別な事由があるとき。

2 前項各号の規定は、随意契約をする場合に準用する。

附 則

この告示は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月30日告示第34号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日告示第45号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。